深 川 市 森 林 整 備 計 画

計画期間

自　令和　５年　４月　１日

至　令和１５年　３月３１日

（令和　６年　４月　１日変更）
（令和　７年　４月　１日変更）

北　海　道

深　川　市

変更理由	水源涵養林に指定するための変更
変更内容	水源涵養林の追加 基幹路網の整備計画の修正
変更計画が有効となる年月日	令和７年４月１日から適用

目　次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　森林整備の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（１）地域の目指すべき森林資源の姿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策　・・・・・・・・・・・　５
３　森林施業の合理化に関する基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）　・・・・　５
１　樹種別の立木の標準伐期齢　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
３　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

第２　造林に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
１　人工造林に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（１）人工造林の対象樹種　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（２）人工造林の標準的な方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
２　天然更新に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（１）天然更新の対象樹種　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（２）天然更新の標準的な方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項　・・・・・・・・１１
（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準　・・・・・・・・・・１１
（２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在　・・・・・・・・・・１１
４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき
旨の命令の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（１）造林の対象樹種　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（２）生育し得る最大の立木本数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
５　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、
その他間伐及び保育の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法　・・・・・・・・・１２
２　保育の種類別の標準的な方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（１）下刈　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（２）除伐　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（３）つる切り　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
３　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（１）その他間伐及び保育に関する留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・　１４
　１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法　・・・・　１４
　（１）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき
　　森林（水源涵養林）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
　（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の
　　機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき
　　森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林　・・・・・・・・・・　１４
　２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき
　　森林の区域及び当該区域における施業の方法　・・・・・・・・・・・・・　１７
　（１）区域の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
　（２）施業の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
　３　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項　・・・　１９
　１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針　・・　１９
　２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための
　　方策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
　３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項　・・・・・・・・　１９
　４　森林経営管理制度の活用に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・　１９
　５　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
　１　森林施業の共同化の促進に関する方針　・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
　２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策　・・・・・・・　２０
　３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項　・・・・・・・・・・　２０
　４　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項　・・　２０
　１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに
　　関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
　（１）路網密度の水準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
　（２）作業システムに関する基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・　２１
　２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項　・・・　２１
　３　作業路網の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
　（１）基幹路網に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
　（２）細部路網に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
　４　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

第８　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
　１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項　・・・・・・・・・・・　２２
　（１）人材の育成・確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
　（２）林業事業体の経営体質強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
　２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に
　　関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
　３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項　・・・・・　２３

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
　１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法　・・・　２３
　（１）区域の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
　（２）鳥獣害の防止の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
　２　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
第２　森林病害虫の駆除又は予防の方法等及び予防、火災の予防その他森林の
　　保護に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
　１　森林病害虫等の駆除又は予防の方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
　（１）森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法　・・・・・・・・・・・・・　２４
　（２）その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
　２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）　・・・・・・・・・・・・・　２４
　３　林野火災の予防の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
　４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項　・・・・　２５
　５　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
　（１）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林　・・　２５
　（２）その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

　１　保健機能森林の区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
　２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の
　　施業の方法に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
　３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項　・・・　２６
　４　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

　１　森林経営計画の作成に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
　（１）森林経営計画の記載内容に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
　（２）森林法施行規則第３３条第１号ロの規定に基づく区域　・・・・・・・・　２６
　２　生活環境の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
　３　森林整備を通じた地域振興に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
　４　森林の総合利用の推進に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
　５　住民参加による森林の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
　（１）地域住民参加による取組に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
　（２）上下流連携による取り組みに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・　２７
　（３）その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
　６　その他必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
　（１）特定保安林の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
　（２）法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法　・・・・　２８
　（３）森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項　・・・・・・・・　２９
　（４）森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に
　　整備すべき森林に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９

別表１　公益的機能別施業森林及び木材等の生産機能の維持増進を図る
ための森林林施業を推進すべき森林の区域　・・・・・・・・・・・・・　３０
【一般民有林】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
【道有林】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５

別表２　公益的機能別施業森林における森林施業の方法　・・・・・・・・・・　４６
【一般民有林】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６
【道有林】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７

別表３　鳥獣害防止森林区域
【一般民有林】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８
【道有林】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

深川市は、北海道のほぼ中央部空知管内の最北部に位置し、東は旭川市、西は滝川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、南は芦別市、赤平市、北は幌加内町、小平町の４市５町に接しており、西部を除く三方が山地に囲まれた地形で、中央のなだらかな多度志丘陵の北側を雨竜川が南西に向かって流れ、南には神居古潭の渓谷を抜けて平野へ出た石狩川が東から西へ向けて蛇行し、これら流域には肥沃な平坦地の田園地帯が広がっています。

また、北西北海道気候区の中にあって内陸に位置しているため、夏季高温な冷帯湿潤気候に区分されており、最暖気は７月～８月であるが、年平均気温は 7.5℃と年間を通して冷涼な気候となっています。

深川市の広さは東西２２ｋｍ、南北４７ｋｍ、総面積は５２，９４２ｈａ、うち森林面積は３２，３８１ｈａと総面積の６１％を占めています。

民有林面積は２０，３７８ｈａで、その内訳は一般民有林１９，５４５ｈａ、道有林８６３ｈａとなっています。

そのうちカラマツやトドマツを主体とした人工林の面積は８，４76ｈａであり、人工林率４３％で、全道平均２７％より上回っています。

人工林の主要樹種の齢級構成について、カラマツは１０齢級と１２齢級以上が突出して多いものの、その他齢級については、ほぼ平準化しており理想的な齢級構成となっています。

なお、１０齢級以上について、適切に管理され樹冠長が４０％以上ある林分については、利用間伐を実施し長伐期施業を進めるとともにその他林分については、計画的に皆伐再造林を推進し資源の若返りを図る必要があります。

トドマツについては、１０齢級がピークの山形の齢級構成となっており１～５齢級が極端に少ない状況となっています。

また、標準伐期齢を越え木材腐朽菌が懸念される林分については、計画的な皆伐再造林を推進し資源の若返りを図る必要があります。

なお、カラマツ・トドマツ共に適時適切な除間伐及び利用間伐を推進する必要があります。

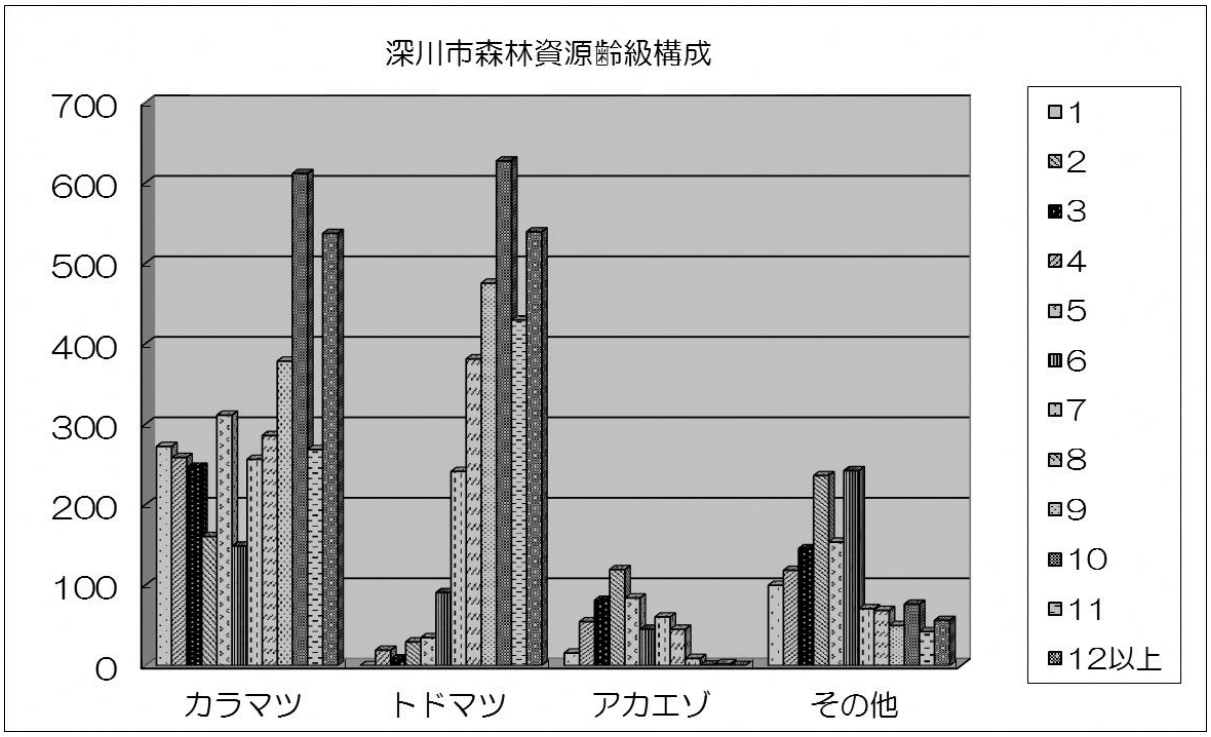

１９６３年（昭和３８年）に当時の深川町・一已村・納内村・音江村の合併により深川市が誕生し、１９７０年（昭和４５年）には多度志町を編入合併実施していることから、平野部は水稲地帯、緩傾斜部は畑作と里山地帯、傾斜部は山林と農山村地域となっており、木材生産を積極的に実施すべき人工林及び優良天然広葉樹林まで多様性に富んだ林分構成となっています。

一已地区の森林面積は１，５５５ｈａあり、うち人工林が７１９ｈａ、人工林率４６％とカラマツ・トドマツで５９８ｈａを占めています。

近くには桜山公園・丸山公園があることから景観の維持向上を図りながら、成熟しつつある資源を循環し更新を図ります。

納内地区の森林面積は１，５３８ｈａあり、うち人工林が６９４ｈａ、人工林率４５％とカラマツ・トドマツで５５３ｈａを占め、その東部には水源かん養保安林を有しその機能が十分発揮される森林整備を推進します。

音江地区の森林面積は５，５８０ｈａあり、うち人工林３，２３６ｈａと人工林率は５８％と高く、カラマツ・トドマツで２，４８９ｈａを占め、７齢級以上の高齢級が７２％と非常に高くなっています。

アグリ工房まあぶを中心としたイルムケップスカイラインや登山道、周辺の観光開発が進み景観に富んだ地域であり、景観に配慮しながらカラマツ伐期延長施業展示林及び複層林施業展示林を活用し、成熟された資源を適正な間伐等で、優良な木材の生産を図ります。

多度志地区の森林面積は１０，８８２ｈａあり、うち人工林３，８３１ｈａ、人工林率３５％とカラマツ・トドマツで２，８３３ｈａを占めています。

大部分が国有林と隣接し、水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林に指定されているため、その機能が十分発揮される森林整備が求められております。

２　森林整備の基本方針

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林ＧＩＳの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「水源涵養林」、山地に関する災害の防備及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能維持林」に

おいては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生生物被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域と森林整備の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る森林整備や保全を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る森林整備や保全を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

発揮を期待する機能	森林の区域			望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林			身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る森林整備や保全を推進する。 また、保健・風致等の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備や保全を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備や保全を推進する。
		生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る森林整備や保全を推進する。
			保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な森林整備や保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域		望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林		林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
		特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア　長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

イ　森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

ウ　種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

3　森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第1　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1　樹種別の立木の標準伐期齢

本市における立木の標準伐期齢は、標準的な自然条件及び社会的条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次のとおり定めます。

樹種		標準伐期齢
人工林	エゾマツ（アカエゾマツを含む）	６０
	トドマツ	４０
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	３０
	その他針葉樹	４０
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	３０
	その他広葉樹	４０
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	６０
	主として天然下種によって生立する広葉樹	８０
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注）	２５

（注）「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木などの原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、森林経営計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。なお、標準伐採期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるためのものではありません。

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

次のとおり、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を示します。

なお、立木の伐採・搬出に当たっては、国が示す「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）に即した方法により伐採することとします。

ア　立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については、次によることとします。

ａ　皆伐

皆伐については、主伐のうちｂの択伐以外のものとします。

皆伐の実施にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として２０ｈａを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採期間の長期化に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

ｂ　択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が３０％以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては４０％以下）とします。

なお、択伐の実施にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

イ　主伐の実施にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

ウ　伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。特に、伐採後の更新を天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮して行うこととします。

エ　複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

３　その他必要な事項

ア　適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。

　なお、長伐期施業を実施する林分の選定に当たっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

イ　林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置することとします。

ウ　次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。

ａ　確実な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等

ｂ　土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石れき地、沢沿い等

ｃ　野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

エ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

オ　伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

　なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

　また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

カ　特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保全に配慮した伐採を行うこととします。

　特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカ等の希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

キ　集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第２　造林に関する事項

Ⅰの２の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林整備方法により、造林をすることとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するものとします。

１　人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

（１）人工造林の対象樹種

次のとおり、人工造林の対象樹種を定めます。

ア　人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮することとします。苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

イ　多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹の植栽に努めることとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に努めることとします。

ウ　育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

区　　分	樹　　種　　名	備　考
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、アカエゾマツ、エゾマツ、 グイマツ（Ｆ１を含む）、ヨーロッパトウヒ、 カンバ類、ヤチダモ、ハンノキ、カツラ、ドロノキ、ミズナラ、イチョウ、その他郷土樹種	

（注）その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

（２）人工造林の標準的な方法

次のとおり、人工造林の標準的な方法を示します。

ア　育成単層林を導入又は維持する森林

ａ　寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

ｂ　効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

ｃ　地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

ｄ　植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

ｅ　コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第２の１の（２）のｇの時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

ｆ　植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

g　効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入についても検討することとします。

なお、コンテナ苗の植栽時期については、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

【植栽本数】　　【単位：本／ha】

区　　分	樹　　種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針葉樹	広葉樹
密仕立て	2，500	2，500	2，500	2，500	2，500
中庸仕立て	2，000	2，000	2，000	2，000	2，000
疎仕立て	1，500	1，500	1，500	1，500	1，500

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うことに努めるものとします。

植栽時期	樹　　種	植　栽　期　間
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	4月下旬～6月上旬
	カラマツ、その他	4月下旬～5月下旬
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月中旬
	カラマツ、その他	9月下旬～11月中旬

イ　育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

２　天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

（1）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次の表のとおりとしますが、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

区　　分	樹　　種　　名	備　考
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモ、ハルニレなど	

（2）天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の完了の判断基準

第２の２(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に５０ｃｍ程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注１)の稚幼樹等(注２)が、幼齢林(注３)では成立本数が立木度(注４)３以上、幼齢林以外の森林では、林地面積(注５)に対する疎密度が３０％以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に５０ｃｍ程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度３以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が３０％以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について（平成２４年5月１５日付け森林第１１１号森林計画課長通知）」によることとします。

（注１）「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が１０ｍ以上になる樹種です。
（注２）「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。
（注３）「幼齢林」とは、伐採後おおむね１５年生未満の森林をいいます。
（注４）「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度３は期待成立本数の３割が更新した状態をいいます。

立木度＝現在の林分の本数／当該林分の林齢に相当する期待成立本数(注６)×１０

（注５）林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。
（注６）「天然更新をすべき期間場満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	３００本/ha
中層	３，３００本/ha
下層	１０，０００本/ha

針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階　層	期待成立本数
上層（カラマツ）	３００本/ha
上層（その他の針葉樹）	６００本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）
中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの
下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ　天然更新補助作業の標準的な方法について

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合は、樹液の流動期（６～８月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

①　気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

②　水源涵養林機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

また、次の箇所は当該区域に含めないこととします。

①　保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林

②　保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林

③　公益的機能別施業森林の区域で施業方法を特定している森林

④　湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

⑤　ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

（２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

【一般民有林】

森　林　区　域	参　　考
水源涵養林のうち、１２５林班３９小班、１２６林班２０小班	

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準

（１）造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

１の（１）による。

イ　天然更新の場合
　　２の（１）による。

（２）生育し得る最大の立木の本数
　「天然更新完了基準書の制定について」（平成２４年５月１５日付け森林第１１１号森林計画課長通知）によることとします。

５　その他必要な事項
　伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
　次のとおり、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法を示します。

ア　間伐は、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

イ　間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととし、特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。
　なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹　種 （生産目標）	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	２回	３回	４回	５回	
カラマツ【グイマツとの交配種を含む】 （一般材）	植栽本数： 2,000 本／ha 仕立て本数： 中庸仕立て 主伐時の設定： 400 本／ha	17	26	35	44	―	選木方法： 定性及び列状 間 伐 率： 20～35% 間隔年数： 標準伐期齢未満９年 標準伐期齢以上９年
トドマツ （一般材）	植栽本数： 2,000 本／ha 仕立て本数： 中庸仕立て 主伐時の設定： 400 本／ha	19	27	35	46	―	選木方法： 定性及び列状 間 伐 率： 20～35% 間隔年数： 標準伐期齢未満９年
アカエゾマツ （一般材）	植栽本数： 2,000 本／ha 仕立て本数： 中庸仕立て 主伐時の設定： 400 本／ha	21	30	39	48	58	選木方法： 定性及び列状 間 伐 率： 20～35% 間隔年数： 標準伐期齢未満９年

（注）１　「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行」などを参考とした。
　　２　植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

ウ　保育コストの低減と労働災害の防止に資するため、緩傾斜地などで機械化による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械による効率的な作業システムの導入や列状間伐を推進するとともに、集材距離を考慮した路網の整備と施業の集約化を図ることなどに

より、施業の省力化・効率化に努めることとします。

2　保育の種類別の標準的な方法

（1）下刈

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

（2）除伐

下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽木などを除去し、植栽木の健全な成長を促すため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽木以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

（3）つる切り

育成の対象となる立木の健全な成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

【標準的な実施時期】

作業種別	樹種	年									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下刈	カラマツ	⟷					⟷				
	トドマツ	⟷							⟷		
	アカエゾマツ	⟷									⟷

（注）下刈は、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。
年２回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

【除伐】

樹　種	年／植栽時期	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春	△									
	秋		△								
トドマツ	春			△							
	秋				△						
アカエゾマツ	春					△					
	秋						△				

（注）カラマツには、グイマツとの交配種を含む。
△：つる切り、除伐

3　その他必要な事項

（1）その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及

び保育を実施することとします。
　特に、枝打ちについて、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

　公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

（１）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア　区域の設定

　水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流などの周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

イ　森林施業の方法

　下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表２のとおり定めます。

（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア　区域の設定

ａ　土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止林）

　土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林について、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１のとおり定めます。

ｂ　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（生活環境保全林）

　飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１のとおり定めます。

ｃ　保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・文化機能等維持林）

　保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１のとおり定めます。

イ　森林施業の方法

　地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成

の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持、形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね２倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表２のとおり定めます。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針

【共通ゾーニング】

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水源涵養林	水源涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の自然条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林班単位等で面的に定める。	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図る。
山地災害防止林	山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。

生活環境保全林	快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、道民の日常生活に密接な関わりを持ち塵などの影響を緩和する森林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
保健・文化機能等維持林	保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。 なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとする。

（注）長伐期施業とは、標準伐期齢の概ね２倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

【上乗せゾーニング】

上乗せゾーニングについて次のとおり定めます。なお、当該ゾーニングは設定なし

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水資源保全ゾーン	水源涵養(かんよう)林のうち、属地的に水源涵養(かんよう)機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。 特に北海道水資源の保全に関する条例（平成 24 年条例第９号）第 17 条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととする。

生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則 20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める。	伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとする。
	保護地域タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。	伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

（注）「上乗せゾーニング」とは、北海道の森林・林業の現状や課題、地域の特性やニーズ等により、目指す姿や施業の方法などをよりきめ細かく定めるために共通ゾーニングの中において上乗せして設定されたゾーニングです。

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

（１）区域の設定

林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、特に効率的な施業が可能な森林として定める。

この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意する。

（２）施業の方法

木材等資源の効率的な循環利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとします。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

	特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安として定めることとします。

樹　　種	生 産 目 標	仕立て方法	主 伐 時 期
カラマツ （グイマツとの交配種を含む）	一般材生産・３４ｃｍ	中庸仕立て	５０年
トドマツ	一般材生産・２７ｃｍ	中庸仕立て	５５年
アカエゾマツ	一般材生産・３０ｃｍ	中庸仕立て	７５年

３　その他必要な事項

【上乗せゾーニング】

上乗せゾーニングについて次のとおり定めます。なお、当該ゾーニングは設定なし

森林の区域		区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水資源保全ゾーン		水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。 特に北海道水資源の保全に関する条例（平成 24 年条例第９号）第 17 条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととする。
生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則 20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める。	伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとする。
	保護地域タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。	伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

深川市における一般民有林の森林所有者数は、５ｈａ以下を所有する小規模森林所有者が所有者数の９３％と大半を占めている。

また、市内の一般民有林のうち、４３％はカラマツ等人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。

このため、地域の林業の担い手である、北空知森林組合が主体となり森林経営計画の作成を森林所有者に働きかけるとともに、森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、森林所有者等への働きかけ、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（５か年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

４　森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して経営管理の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで森林の経営管理の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

５　その他必要な事項

該当なし

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、市及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るとともに、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結等により森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化をより進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結の促進を図るものとします。

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することに努めることとします。

ア　効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこととします。

イ　共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこととします。

ウ　あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこととします。

４　その他必要な事項

該当なし

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

（１）路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準　　【単位：路網密度：ｍ／ｈａ】

区　　分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85 以上	25 以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム	20〈15〉以上	20〈15〉以上

（注）１「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

２「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用。

３「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林・保育）を行う箇所に適用するものではありません。

（2）作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。

このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐　倒	集材≪木寄せ≫	造　材	巻立て
緩傾斜地（0°～15°）	フェラーバンチャ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		≪グラップルローダ≫		（ハーベスタ・プロセッサ）
	フェラーバンチャ	スキッダ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
				（ハーベスタ・プロセッサ）
	ハーベスタ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		≪グラップルローダ≫		（ハーベスタ）
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	（ハーベスタ）	（フォワーダ）
中傾斜地（15°～30°）	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		≪グラップルローダ≫		（ハーベスタ・プロセッサ）
急傾斜地（30°～）	チェーンソー	スイングヤーダ【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	（ハーベスタ・プロセッサ）

※（　）は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。
※【　】は、集材方法
※集材≪木寄せ≫工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3　作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和４８年４月１日付け林野道第１０７号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成２２年９月４日付け２２林整備第６０２号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成２３年３月３１日付け森計第１２８０号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ　基幹路網の整備計画

開設／拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半５か年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		中多度志線	4，000m 1か所	306	○		多度志町字多度志

ウ　基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成１４年３月２９日付け１３林整整第８８５号林

野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成８年５月１６日８林野基第１５８号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

（２）細部路網に関する事項

〇細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成２２年１１月１７日付け林整整第６５６号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成２３年3月３１日付け森整第１２１９号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

４　その他必要な事項

特になし

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。

さらに、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

（１）人材の育成・確保

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

（２）林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、深川市においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努めます。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

木材の生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ等による伐倒、枝払い、玉切り作業、フォワーダ、スキッダ等による集材作業のシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針（平成２３年３月策定）」に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進するとともに、地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進することとします。

さらに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 ）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

〇深川市の林産物の生産流通・加工の現状

本市における林産物の生産流通・加工施設の現状としては、チップ工場が１社あります。

【林産物の生産、流通、加工施設の現状】

施設の種類	現　状			備　考
	位　置	対図番号	原　料	
チップ工場	深川市音江町１－１	△1	広葉樹等	北空知木材工業（株）

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

（１）区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表３とおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

（２）鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の

防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに、被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア　植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ　捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

２　その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第２　森林病害虫の駆除又は予防の方法等及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

（１）森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

カラマツハラアカハバチ、マイマイガ、カシノナガキクイムシ等の森林病害虫については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めることとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、深川市においては確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において初めて確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、 関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

（２）その他

森林病害虫の被害の早期発見、早期防除のため、深川市と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）

ア　エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐そ性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。

また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置などの対策を実施することとします。

イ　鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生生物による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

ウ　森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生生物の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生生物との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

３　林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れ等を実施する場合は、「深川市民有地火入許可に関する規則」昭和３９年４月１日規則第１６号に基づき実施することとします。

５　その他必要な事項

（１）病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	伐採を促進すべき理由	備　　考
該当なし		

なお、病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

（２）その他

ア　気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ　森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、希少な野生生物の生育・生息地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

保健機能森林は、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の一体的な整備の推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林です。

１　保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定することとします。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定することとします。

なお、保健機能森林の区域の設定にあたっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めることとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないこととします。

① 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び道自然環境保全地域特別地区内の森林

② 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林

③ 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残置又は造成された森林

２ 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。

３ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、地域環境の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこととします。

また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。）を定めることとします。

ただし、保健機能森林の区域内に自然公園地域（普通地域を除く。）を含む場合は、当該自然公園の利用計画にそぐわない森林保健施設は計画しないこととし、区域内に道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全地域普通地区を含む場合には、原則として当該施設を計画しないこととします。

なお、施設の総量規制及び技術的基準等については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則（平成２５年２月２６日農林水産省令第５号）」によることとします。

４ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理並びに防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全等の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定・整備等にあたっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び地域環境の保全に適切な配慮を行うこととします。

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

１ 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、深川市森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

（１）森林経営計画の記載内容に関する事項

ア Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ Ⅱの第４の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ Ⅱの第５の３の森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ Ⅲの森林の保護に関する事項

（２）森林法施行規則第３３条第１号ロの規定に基づく区域

該当無し

２　生活環境の整備に関する事項

魅力ある地域社会を構築することは、林業後継者の育成・確保のためにも必要なことです。

このため、定住拠点となる住宅、取付道路、上下水道の社会資本整備等、生活環境の整備を推進することとします。

施業の種類	位　置	規　模	対図番号	備　考
該当なし				

３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域の森林資源を活用した工芸品など商品の開発・販売、認証材の普及に努めます。

４　森林の総合利用の推進に関する事項

自然と調和した林業体験学習会等で自然とのふれあいの場を提供し、森林・林業への市民理解を図ります。

施設の種類	現　況		対図番号
	位　置	規　模	
該当なし			

５　住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取組に関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備をしていくことが必要です。

このため、森林に対する多様なニーズを適確に把握し、計画書案は、インターネット等を通じたわかりやすい形での公表や住民説明会等の開催、流域・林業活性化協議会などへの住民参加の促進等により住民意見等を反映していくこととします。

また、様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、開かれた森林を確保しその整備を進めるとともに、教育、福祉、保健等の分野とも連携し、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

（２）上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

（３）その他

将来にわたって森林の整備や保全に対する地域住民の理解を得ていくためには、子供の頃から森林や木材にふれ親しむ機会を与えることが重要です。

このため、学校教育等の場において小中学生を対象とした「木育」など林業体験学習活動を推進していくこととします。

６　その他必要な事項

（１）特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図ることとします。

なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定されます。

（2）法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

ア　保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般留意事項は、次のとおりです。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々の指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われますので留意が必要です。

ａ　主伐の方法

①　伐採できる立木は、深川市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

②　伐採方法は、次の３区分とします。

（ア）　禁伐：主伐に係る伐採を禁止するもの（防火保安林及び保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されません。）

（イ）　択伐：森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的に又は１０ｍ未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が０．０５ｈａ未満であるもの。

（ウ）　皆伐：伐採種を定めないもので、皆伐を含む全ての伐採方法が認められます。

ｂ　伐採の限度

①　皆伐面積の限度は、森林法施行令第４条の２第３項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

②　一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

（ア）　水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、２０ｈａを超えない範囲とします。

（イ）　土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、１０ｈａ以下とします。

（ウ）　その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、２０ｈａを超えない範囲とします。

③　択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないこととします。

④　初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。

また、２回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が１０分の３を超えるときは１０分の３（指定施業要件で定めた条件を満たす場合には１０分の４）とします。

ｃ　特例

①　伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても主伐に係る伐採をすることができます。

②　禁伐を指定する森林にあっては択伐による伐採を、択伐を指定する森林にっては皆伐による伐採をすることができます。

③　特例の有効期間は、当該特例の指定日から１０年以内とします。

ｄ　間伐の方法及び限度

①　間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所とします。

②　間伐の限度は、該当森林の立木材積の１０分の３．５を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

ｅ　植栽の方法及び期間

①　伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等

に分布するように行わなければなりません。

② 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して２年以内に行わなければなりません。

イ 自然公園特別地域内における森林

該当なし

ウ その他の制限林

その他の制限林における伐採方法については、次表のとおりとします。

その他の制限林における伐採方法

区 分	伐 採 方 法
その他の制限林	１．原則択伐とし、伐採率は蓄積の３０％以内とします。 ２．鳥獣保護区特別保護地区内の、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 ３．砂防指定地内の森林で、次に該当する場合は皆伐を行うことができます。 ①伐採面積が１ｈａ未満のもの。 ②森林経営計画で皆伐として計画されたもの。 ４．史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、禁伐とします。

（３）森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

（４）森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

該当なし

別表１　公益的機能別施業森林及び木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

【一般民有林】

１　共通のゾーニング

区　　分	森　林　の　区　域		面　積（ｈａ）
	林 班	小　　班	
水源涵養林	20	5、29、30、38、60、61、70、71、81～83、85～99、101、105	55.02
	21	1、2、5、7、8、10～12、29～40、42～78	68.88
	22	1～6、8～15、17～20、24、25、30～35、38～42、45～51、53	48.37
	23	6～12、23、25、26	17.16
	24	全域	150.21
	27	全域	97.24
	28	全域	112.49
	31	5、141	0.60
	32	全域	112.36
	46	1～4、6、7、9、11～15、19、20、25、26、30～32、34～36、43、51、52、79、80、83、84、86、93、94、99、109、111、114、119、151、152、154、161、171、173、209、212、214、215、217～220、257、258	59.35
	50	全域	81.20
	51	全域	153.72
	52	1、7、50、76	3.50
	57	98、110	0.48
	58	全域	99.84
	59	全域	100.64
	60	全域	198.24
	61	全域	183.28
	64	11、29、65、66、109	11.16
	73	12～26、28	68.96
	74	1～12、15、16、21	100.54
	101	1～4、6～14、16～18、20、21、24～26、28、29、35～43、45～48、50～52、54、55、57～65、67～73、75、77、80、83、89、121～125、141、144、145、148、159、161、162、169、172、176、177、181、182	107.35
	114	5、7～17	16.76
	118	全域	100.03
	119	全域	115.15
	120	全域	107.08
	121	全域	60.32
	122	全域	56.57
	123	全域	97.81
	124	全域	95.40
	125	全域	128.02
	126	全域	76.26

区　　分	森　林　の　区　域		面　積（ｈａ）
	林 班	小　　班	
水源涵養林	127	全域	105.93
	128	全域	94.34
	129	1～3、5、9～11、13～17、19、21	58.04
	133	全域	118.92
	134	全域	119.57
	135	全域	76.72
	136	全域	119.34
	149	全域	128.76
	153	全域	71.60
	154	全域	64.92
	155	全域	98.94
	156	全域	82.88
	157	全域	59.68
	158	全域	69.28
	161	全域	102.88
	180	全域	63.83
	181	全域	142.08
	182	全域	170.05
	183	全域	116.48
	184	全域	115.08
	185	全域	131.76
	186	全域	103.44
	187	全域	142.40
	188	全域	91.64
	189	全域	101.60
	190	全域	174.90
	191	全域	111.46
	192	1～16、19、21～26	115.80
	193	1～13	125.69
	194	全域	175.67
	小　　計		5,937.67
水源涵養林、山地災害防止林の重複	57	110	0.04
	155	13	0.88
	小　　計		0.92
水源涵養林、保健・文化機能等維持林の重複	31	5、141	0.60
	小　　計		0.60
山地災害防止林	31	6、30、123、124、126、127、130	3.84
	37	97～99	1.36
	41	8、17、233～237	1.75
	42	86、89、201、206～208、213、214、264、265	1.63
	52	66、71～73	3.92
	53	45～47、77～82、85、88、90、107～110、164、166、172、175～178	12.19
	54	10、186、198～201	1.90
	56	52、60、222、223、232～234	3.41
	57	5、71、108～111、125～128	2.28

	64	13、42	1.52
	65	13、16、17、43、47、49、59、61、67、115～117、121～123、140	3.46
	66	6、29、34、39、61、74	0.76

区　　分	森　林　の　区　域		面　積（ｈａ）
	林 班	小　　班	
山地災害防止林	68	3、7、9、12、15、16、22	1.64
	69	18、63	0.39
	71	55、60～72、110、120	12.17
	73	31、32	0.32
	113	54～56	0.81
	114	1～4、60	8.40
	116	42～44	0.98
	143	14～22、31～34、37、42、43、47、48	23.16
	144	1、9、10、12、13、15、16、19～21、25、26、40、42、49	36.64
	155	13	0.88
	169	9、10、22	44.00
	170	全域	105.16
	171	全域	81.84
	172	全域	111.40
	173	全域	92.68
	174	1～3	57.76
	175	全域	95.92
	176	全域	110.96
	177	全域	183.57
	179	5，31	12.04
	192	27	0.10
	193	14～17	2.35
	小　　計		1,021.19
山地災害防止林・保健・文化機能等維持林の重複	179	5、31	12.04
	小　　計		12.04
生活環境保全林	56	62、63、67、68、113	3.17
	小　　計		3.17
保健・文化機能等維持林	13	30、34～36	9.04
	31	5、141	0.60
	68	25	0.10
	179	5、31	12.04
	小　　計		21.78
木材等生産林	1	全域	100.65
	2	全域	86.15
	3	全域	102.28
	4	全域	47.21
	5	全域	50.84
	6	全域	172.11
	7	全域	117.26
	8	全域	122.38
	9	全域	79.92
	10	全域	156.55
	11	全域	110.34

	12	全域	60.66
	13	1～3、6～8、11、12、16、18～26、28、29、32、33、37～40、43、47～49、52～57、59、61、62、71～76、80、83、87～89、94、97、103、109、110、113、114、125、126、128～131、133～137、140、147～151、153～156	73.10
	14	全域	116.62
	15	全域	140.01
	16	全域	114.08
	17	全域	100.11
	18	全域	53.22
	19	全域	81.62
	20	1～4、6～20、23、24、26、28、34、43～45、47、49～51、54、58、100、102、106～109	53.66
	21	13、14、79	10.92
	22	21～23、26、71～74	13.48
	23	13～19、24、28	16.64
	25	全域	41.25
	26	全域	93.44
	29	全域	120.70
	30	1～5、7～9、11、13～17、19、20、23、30、35～43、46、47、49～58、60～62、64、65、69～71、73、74、76～80、82～84、86、89、90、92～96、101、104、107～110、113～115、117、122、125、126、130～139、141、146、149～154、162、165～168、170、173、200～202	96.75
	31	4、7、8、10～13、18～24、28、29、31、33、35～53、56、57、63、64、66～71、73、74、77、78、80～94、96、98～105、107、108、110～114、116、118～122、128、129、131、132、134～140、142～144	181.36
	33	全域	109.79
	34	全域	262.75
	35	全域	94.37
	36	全域	143.94
	37	1～12、15～19、22～26、28～34、36、37、39、42、44、48、51、53～55、57、58、65～71、73～75、82、84～90、92～96、100～105、107、109、111～113、115～117、127～129、131～133、137、138、151、153、156、157、159、161、167、168、200～207、209～212、214、215、217、220	112.56
	38	全域	114.80
	39	全域	116.22
	40	全域	154.83

	41	1～7、9、11～13、15、16、18、20～23、25～64、66～69、71～94、97～101、103、107、110～114、120～123、126、130、132、133、135～137、143、145～154、159～170、172、173、175～177、179～181、183、184、188、189、198、199、207、211、212、219、222、225、229～232、238～241	252.38
木材等生産林	42	1～4、6、7、9～11、13、15、17、20～27、29、30、32～35、37、39、41、43、44、47、49、53～55、59～63、65、80～82、85、88、92、94、96、99、102、116、119、125、126、135、137、138、140～144、147、152、156、157、167、172～174、178、182～184、188、190、197～199、203、205、210、211、215、217、219～222、225～228、230、231、234～237、239、242～244、247～249、252、254、256、258～263、266、267、269、271	194.54
	43	全域	106.53
	44	全域	175.29
	45	全域	145.25
	46	5、8、16、17、21～23、27～29、41、53、58、60、64～70、73、76、77、95、97、98、100～103、105、107、108、118、120、122、124、125、128、130、132、135、136、138、141、142、144～147、149、150、155、156、158、159、163、168、169、174、176～178、183、193、197～202、210、223、250、252～255、259、260、263	95.29
	47	全域	209.57
	48	全域	127.57
	49	全域	281.73
	52	3～6、8～41、43～49、51、53、55～57、60～65、67～70、74、75、79～89、91～94	215.10
	53	1～17、19～23、27～44、48、50～53、55、56、58～61、63～73、75、76、83、84、86、87、89、91、92、97～101、103～106、111～116、138～140、142～147、150、152、153、156、158、163、165、167～171、173、174	102.53
	54	1～6、8、9、11～29、33、34、36～43、46、52～54、56～59、61～66、68～75、83、87、88、92、93、97～100、102、103、105、108～115、117、119、122～126、128、130～132、141～143、145、147、155～159、161～164、166～168、170～175、177、178、180、182、183、185、187～197、202、203	135.21

区　　分	森　林　の　区　域		面　積（ｈａ）
	林 班	小　　班	
木材等生産林	56	1、3～8、12、13、16、18～21、26、28～34、36～41、46、47、53、55、58、59、66、69～71、76、80～86、88～91、93、94、96、99、109～112、115、117、210、211、215～218、220、226～231、240	72.73
	57	1～4、6～13、16～30、32～41、43～45、48、49、51～55、57～63、67～70、74～97、99、100、104、107、112～122、129、130	211.24
	64	1～10、12、14～28、30、32～37、40、41、43～53、55～57、60～63、88～104、106～108	187.23
	65	1～12、14、15、18、25～29、31～34、37、38、40、41、44～46、48、50～54、57、58、65、66、68～71、73～103、105、107、110～114、119、120、125～130、133、137～139、142～157、160	161.46
	66	1～5、7、8、10～15、19～28、30～32、35～38、40～44、46、49、51～53、56～58、64、67～73、78、81、82	34.68
	67	全域	74.38
	68	1、2、4～6、8、10、11、13、14、17～20、23、24、28～31、33、37、38、40～51、53、55～57、60、61、63、65～67、69、70、77、79、84、85、90～92、94～96、98～103、108、110、111、113、117、120、123、130、132、134、135、137、139～142、144～146、150～152	118.74
	69	1～8、10～17、19、20、27、33～36、38～48、50～52、54～62、64、65、67、68、71、72、74、75、78、80～83、85～89、91、93～96	117.86
	70	全域	98.65
	71	1～18、21～25、32～41、53、56～59、73～76、79～88、93、96～109、114、116、117、121、123、131～133、138、139、144、147～151、153～155、157～164、166～169、180、200	84.78
	72	全域	3.92
	73	1、2、4～11、27、30	32.13
	74	13、14	2.11

区　　分	森　林　の　区　域		面　積（ｈａ）
	林 班	小　　班	
木材等生産林	101	5、15、19、22、27、31～34、44、76、78、79、81、82、85～87、90、91、93、94、98、99、102、103、108、109、111～114、116、119、120、126、128、129、133、135～137、142、146、147、150、164、166、168、171、174、175、179、180、183、804、810、900	42.61
	102	全域	97.49
	103	全域	134.75
	104	全域	214.89
	105	全域	145.44
	106	全域	113.66
	107	全域	110.08
	108	全域	94.21
	109	全域	83.27
	110	全域	129.82
	111	全域	111.62
	112	全域	77.49
	113	1～46、48～53	79.05
	114	18、19、21～31、33～42、44～47、50、51、53～59	58.91
	115	全域	71.62
	116	1～41、45	110.70
	117	全域	104.83
	129	4、7、12、18、20	37.08
	130	全域	77.36
	131	全域	57.98
	132	全域	56.64
	133	全域	118.92
	134	全域	119.57
	135	全域	76.72
	136	全域	119.34
	137	全域	147.20
	138	全域	82.65
	139	全域	125.12
	140	全域	119.82
	141	全域	108.30
	142	全域	81.83
	143	4、5、8～13、23～26、28、38～40、46、49～52	59.11
	144	2～8、11、14、17、18、22～24、27～34、38、43～48、50、51	75.57
	145	全域	119.76
	146	全域	118.49
	147	全域	96.06
	148	全域	93.80

	150	全域	98.44

区　　分		森　林　の　区　域		面　積（ｈａ）
		林 班	小　　班	
木材等生産林		151	全域	82.04
		152	全域	80.47
		159	全域	119.67
		160	全域	123.45
		162	全域	191.17
		163	全域	117.45
		164	全域	117.35
		165	全域	79.32
		166	全域	106.67
		167	全域	126.52
		168	全域	73.92
		169	1～8、11、15～17、19～21、23	147.33
		174	4、10、30	6.67
		178	全域	78.92
		179	1～4、6～30、32、34～45、50～54、101	156.48
		195	全域	349.14
		196	全域	215.80
		197	全域	44.30
		198	全域	124.52
		小　　計		12,974.86
	特に効率的な施業が可能な森林	1	1、7、10、13～16、25～27、31、33、34、36、38、42、50、59、60、65、67、68、71、73、74、76、78～81、152、156、159～169、174、175、177、185、188	47.73
		2	1、13、16、17、19～21、29、35、36、43、65、68、71、73、76、82、83、96、101、107、111、114、116、117	29.00
		3	4、6、10、11、14、15、20、22、23、26、51、58、61、71、72、74、76、80、85、93、99、101、102、112、113、155、171、172、176、183、186、190、199	20.66
		4	8、14、15、23、36、94、139	6.46
		5	54～56、61～67、69～72、74、76、81	34.49
		6	1、3～7、11、14～20、22～26、28～32、34～39、41～43、47～52、57～62、64、66、70、72、74、76、79、81、89、91～93	123.86
		7	1～3、24、51、53、54、56、66、78、81、82、91、94、100、106、122、126、131～133、135、136、139、150、151、168～170	29.57
		8	1～3、7、8、12、13、16、18、24、26、28～32、34、35、37、38、47、49、51、58、60～67、69、71～73、78～80	82.60

		9	6、12、13、16、21、23、24、26、28、30、35～37、40、42～44、46、47、53～55、58～61	41.46
		10	1～3、9～12、14～23、27～29、32、33、35、37、38	121.11
		11	1、3～5、27、28、33、44、45、51、52、55、72、76、77、81～84、87、89、91	33.12
		12	9、15、16、18、22、49、51、54、63、64、66、71、72	15.02
		13	2、3、6～8、18～23、28、32、33、37～39、48、49、52～54、56、61、62、80、87、88、97、103、114、126、128、130、131、135、147～149、153	28.78
		14	1、3～5、12、14、16、19、20、22～27、30、31、34、48、50、61、64、67、69、75、78、82、91、93、111、115、118～120、127、129、130、138、139、141、143、144、146、147、149、150、152、154、160、164、169、184、186、197、209～211、214～217	67.55
		15	8、22	9.97
		16	1、2、6、8、9、11～15、18、29～36、38～41、51、55、65、70、75、76、79、80、91～95	63.96
		17	1、2、4、5、10～12、14、15、22、28、30、32、37、39、47、50、52～56、58、64、66、72～74、82～85、87～89、92～96、100～103、105、304、305	47.96
		18	5、9、11、17、26、38、52、54、58、59、63、64、73、79、86～88、90	25.66
		19	3～5、9～11、13、15、19、20、24、25、27、29、32、46、49、51、59、61、67、70～72、75、77～80、82、84、85、87、88、94、95、98～103、107、112、115～117、122～130、132、133	45.68
		20	2、7、11、23、26、45、54、58、100、107、108	20.67
		22	22、71、73、74	2.48
		23	18、24、28	2.80
		25	2～8、10、12～17、20、30、31、33、36、39、40、45、50、51、53、56、72、73	19.96
		26	3、4、13、15、17、18、21～25、42、47、56、62、65、70、75、77、84、87、89～94、102、106～110、113～116、118、119、121、122、127、132	22.83
		29	2	0.12
		30	1～3、7、8、11、15、17、19、23、35、37、40～42、46、50～53、55、58、60、65、73、78、79、82～84、89、94～96、104、109、117、122、125、126、130～139、141、146、149～154、162、165～168、173、200、201	46.82
		31	4、7、8、10～13、20～22、35、39、41、42、44～46、48、49、51、68、73、78、	49.06

			80、87、88、90、105、108、110～113、116、121、131、132、134、139、142～144	
		33 33	1、2、12、17、20、22、24、27、31、32、34、35、40～43、49～51、53、54、56、58、61、64、67、70、73、74、79、80、82、83、85、89、91	34.76
		34	3、4、6、7、9、11、17、23～29、31、33、34、36、39、42、43、47、48、58、61、70、76、78、82、83、85、90～93、96、100、115、120、124、125、127、138、139、147～149、151、152、158、168、170、172、175、176、178～180、190、191、195、197、199、201、202、204、208、220～222、230、233、237、238、242、245、248、250、257、259、261、266、268、270、271、277、279、286、288、289	124.49
		35	1、4、10、12、13、16、18、20、23、35、37、41、43、47、50、51、54、58、60～64、68、73、76、81、86、90～93、100～104、106、107、109、110	52.45
		36	2、4、11、14、19、24、29、30、34、44～46、49、51、52、56～58、71、72、90、93、95、98、103、110、111、119、120、123、128、131、132、135～137、154、156、157、159、161、162、164～167、172、179、180、183、196、197、199、200、202、218、223～225、227、228	72.41
		37	2～6、8～11、17、18、24、28～30、37、44、48、51、53～55、57、58、66、67、71、74、82、86～88、92、94、95、102～104、109、111～113、115、116、127、128、131～133、137、138、151、153、156、157、159、161、167、200～202、204、205、207、209～212、215、217	86.44
		38	1、4～12、19、20、23、24、30、35、43、46、55、56、58、65、68、73、76、79、82、88、90、96、100、102、108、109、111、123、129、135、137、140、143	66.32
		39	1～5、9、13、15、16、23、32、34、41、44、54、56、59～61、65、67、70、73、80～84、90、91、95、105、107、114、115、117、118、120、127～129、131、132、135、136、139、143、145～147、153～157、162、163	76.05
		40	2～4、6～11、14、15、17、23、30、34、35、42～44、46、51、60、68、70、80、89、91、96、97、105、106、110、119、128、135、139、143、149、152、153、155、157、159、160、168、173、174、176、178、179、191、192、196、197、	83.04

			205、215、216	
		41 41	1～3、5、7、9、11～13、15、16、21～23、26～29、37、42、43、48～51、53～55、59、62、67、73、75、77、78、80、81、83～85、87、89、90、93、99、101、120～123、126、130、132、133、135～137、145、153、154、159～161、169、170、172、173、179～181、183、184、188、189、198、199、207、211、212、219、225、229～232、238～241	184.73
		42	3、9、11、13、15、17、21、22、25、27、30、32、33、37、39、47、53、59～63、65、80～82、88、92、94、96、99、102、119、125、126、135、138、142、143、147、152、167、172、174、178、182～184、188、190、197～199、205、210、211、215、217、219、221、225～228、230、231、234、235、237、239、242～244、248、249、254、256、258、262、266、267、269、271	160.04
		43	3～6、17、30、33、34、48、67、68、70、72、73、80、82、84、99、105、107、112、115、119、120、124、132、134、135、138、143～148、150～152、155、156、159、162、165、166	78.90
		44	2、4、7、10～17、19～21、24、25、27、28、33、39～45、47、53～55、57、62、66、70、71、75、77～79、83、89、90、93、98、103、104、106、108、109、150～152	126.38
		45	1、3～5、9～11、15、17、18、21、22、24、31、33～35、37～39、42、43、46、47、51～54、56、57、59、61、68、72、82、86、90～95、99～102、105、201～207	111.08
		46	5、17、21、23、27～29、41、53、58、60、73、77、95、97、101～103、107、108、118、120、122、125、128、130、132、135、136、138、141、142、144、145、149、150、155、156、159、163、168、174、177、178、193、197～202、210、223、250、252～255、259、260	80.53
		47	1、2、4～8、12～14、17、19、22、23、25、28～31、33～38、41、46、49～51、53、56、62、66、67、69、74、77、78、80～82、85、91、92、94、100、105、106、108、112、115、120、201～204、207～209、215、219、220、227、229、231、232、235、237、238、242、246～250、256、259、260、263、266、279、288、289、302、304～308、310、312～314、318、320、321、324、328～333	158.06
		48	3～10、13～16、26、28、29、34、38、43、44、46、47、53、57、59～62、67、	86.21

			68、80、81、87、88、91、92、94、97～99、103、108、116、119、123、130、131、133、134	
		49 49	5、7、12、14～16、19～22、24、27、29～31、34、42、56、58、60、63、66、67、69、70、75、79～81、83、87～89、91、92、104～107、112、114、116～120、125～127、130、133、142、143、145、147～149、154、155	136.64
		52	6、10、27、28、55、60、62、64、74、75、87～89、93、94	35.95
		53	1～3、6、10、11、13、14、17、21、23、29～31、34、36、39、41、42、44、48、50～53、55、56、58～61、69、70、72、83、91、92、98、101、105、111、116、138、144、147、152、153、156、158、167、169、170、174	50.81
		54	1、2、5、11～13、15～20、22、24、25～27、34、36、37、39、41～43、46、58、61、66、70、72～75、87、98～100、102、103、105、108、110、111、115、124、130～132、143、145、147、156～158、161、164、166～168、170、178、189～196、202、203	74.28
		56	1、4、7、8、16、18、37～41、58、70、71、76、81、83～86、91、93、96、99、110、111、117、210、211、216、217、220、227、230、231	45.03
		57	6、8、11、16、18、20～22、26、29、44、48、49、53～55、75、81、84、85、87、89～93、99、100、107、112～115、117、118	83.15
		64	7、8、10、12、21、22、25、28、32、33、37、45、55～57、60～63、88～90、93、94、96、98、103、104、106	83.96
		65	18、28、31～34、57、65、68、70、73、75～77、84、85、90、99、100、103、107、110、112、113、125、126、128、130、133、137～139、145～148、150、154、156、157	61.66
		66	4、5、8、10、21、22、24、25、32、35、37、38、46、49、51～53、57、58、67、69～72、81、82	19.66
		67	1～3、5～7、9、10、12、18～22、24、29～31、35、36、40、41、43～54、60、63、66、69～73、77、81、82、104～106、109、112、115、118、119、122、123	59.31
		68	2、8、11、13、20、24、28、30、33、37、40、43、44、48、50、51、53、55、60、63、69、77、79、84、85、94、96、98、99、101、108、110、111、113、123、132、134、135、137、140～142、151	80.12
		69	11、14、15、19、20、33、35、40、46	36.56

			～48、51、65、67、68、72、82、88、91、94	
		70	1、3、5、9～12、27、29、40、42、43、46、48、49、68、77、85、86、89、90、92、96、98～101、115、116、121	62.75
		71	1、3、4、7、8、10、11、13、14、16～18、21、24、32、33、35、36、38、40、53、56、57、75、76、83、87、88、93、96、98、101、103、105、107、114、116、117、121、139、148、150、153～155、157～162、166、167、200	52.42
		72	4	3.04
		73	1、5～8、11、27	20.85
		74	13	0.96
		101	5、15、22、27、31、33、34、44、76、78、79、86、87、90、91、94、98、99、108、109、111～113、119、120、126、128、129、133、135～137、142、146、147、150、164、166、168、171、174、175、180、183、900	36.33
		102	5、14～16、18～20、22～26、37～46、48、51、54～57、59、60、62、64、66、83、100、101、103、104、109～113、116、119、120、123、124、129～137	45.59
		103	1～3、6～8、11、12、14～20、23、29、30、47、49、51、62、65、71、74、75、77、83、87、96、100、102、105、114、115、117、122、124、125、135、136、145、149、153、154、156、157、160、162、171、172、179、181、185、187、191、194、197、204、205、214、219、224～226	70.01
		104	3、5～10、13～15、21、22、30、31、33、34、44、45、53、55、61、74、76、95、97、108、109、116、120、123、125、126、145、156、158、166、187、188、192、196、197、217～220、231、242～244、246、255、266、268、269、274、276、292、295～297、302～304、310、318、321、322、326、328、329、332、336、344、347、348、362、366～368、386、391、392、406、407、444～447、449、451、452、457、458、500～503	111.94
		105	2、6、7、9～12、18、21、31、39、41、43～47、49、51、56、57、65、66、87、102、105、106、109、110、112、116、122、123、133、136、137、140、141、146、147、150～153、156、158、160、161、165、170、177、180、181、184、186～188	89.79
		106	3、4、7～11、16、18、19、22～24、29、31、33、34、40、50、53、59、60、62、68～71、74、75、78、91、93、94、96～99、101、103、107、109、112、113、	77.22

			118	
		107	2～4、10、12、13、17、18、24、29、30、34～36、48、49、52、53、59、72、73、76、84、86、87、90、91	39.36
		108 108	2、3、6、7、12、17、19、25、27、30、32、33、37、39、46、47、52、56	35.87
		109	4、5、9、10、12、13、15～24、26、28、29、37、39、41、43～47、50～52、54、55	59.47
		110	1、2、5～8、10、12、15、18、22、23、27、30、31、40、48、50、52～60、62～66、68～78、80～83、85、89～91	61.07
		111	2、5、8、22～27、29、30、35、37～39、45、47～50、56～58、65、66	55.99
		112	2、3、8、16、17、20、21、28～30、34、38、39、41、43～50	42.78
		113	3、4、6～8、32、45	22.89
		114	37、47	7.22
		115	26、27、32	11.28
		116	2、12、14～18、20～23、25～28、30～34、36、39～41、45	49.96
		117	16～19、21～28	36.41
		130	10	6.28
		131	1、2、7、8、10、11、13、16、20、23、26、59、63、64、71、72、76、77、104、105、107、109、114～116、120、122～125、128	29.27
		132	11、17、18、20～23、32	32.00
		133	2～4、10、11、15、18、19、23、25～28、32、36、39、41、47、49、50、51、54、56、59、60、76、83、88、89、93、95、97、100、105～107、110、112、121、122、124、129、133、139、141、143～145、148、149、151、158～160、165～167、171、172、180、183、184、187、192、193、197～202	66.34
		134	2、5、8、13、15、17、19、21、24、25、29、30、35、40、50、52、53、58、63～66、70～75、78、79、84、90、98、100～103、106、108～111	49.88
		135	9、10、12、13、21、27、28、30、31、34、38、39、42、43、45～52、56、58、62	32.48
		136	1～5、8、10～12、15～22、26、31、34、36、43、45、48～50、52、54～58、62、70、74、76、78、81、82、85、86、89、90、92、93、96～98、100～102、115、120、122、123、125、127、129、130、135、137～143、145	63.99

		137	1、3、8、12、18、19、21、24～26、28～32、34～37、39～45、47～50、53～56、64、68～70、73、75～77、82、87、90～94、97、100、102、115～118、123、124、129、131、132、136、138、140、143、147、163、165、167、169～171、174、177、179～182	76.01
		138	5、18、20～24、28～31、35、37、38、40～43、68、72、74、75、83、84、89、90、118	34.30
		139	1、3、5、9、11～13、15、16、23、26、31、33、34、37、41～43、45、47、53、58、61、64、66、69、81、88、90、91、93～96、101、103、115	54.38
		140	2、3、6、9、12、13、16～18、21、24、25、36、42、47、49、50、70、72、75、80～82、84、86、87、90、95、97、98、102～104、106、108～110、112	69.48
		141	2～4、6、8、9、18、26、27、30、41、44、47、49～51、60、65、77	36.22
		142	2、6、11～13、20、21、23～25、28、31～34、37～39、41～44、46、48、52、55、56、58	43.41
		143	8、10、13、28、39、40、46、49～52	27.98
		144	6、11、30、32～34、38	26.36
		145	3、5、11、12、22、26、30、34、35、41、48～50、58～60、71、75～77、79、81、84、85、88～91	58.21
		146	2、4、6、7、16、22～26、32、34、36～38、50、51、53、54	59.89
		147	2、3、5、7、8、12、15～18、20～22、33、43～46、50、72、73、82、86、87	57.79
		148	1、14、20、21、23～26、31、32、35、39	41.44
		150	4、19、24、27、29、30、32～34、40、43、53～55	34.45
		151	1、3、16～18、20～22、27、29～36	36.76
		152	4、9、12、15、20、21、23	15.64
		159	2、5、7、8、10～12、18、19、24、27、36、38、42～44、47、51、53、59、62	48.30
		160	1～3、7、8、11、15、17、20、22、29、30、39、57、60、66、67、70、72、73、75、78、79、81、85	36.24
		162	1、2、5、11、14、15、18、19、22、24、26、27、29、44、45、48、62、64、69、76、77、79、81、83、85～93、99、101、104～108、120	94.43
		163	1、4、25、36～40、43	16.13
		164	4～6、8、9、11、14、16、18、20、22、26、30、36、37、42、47、51、55、57、65、79、82、84～86、89、90、93、203、207	49.68
		165	11	1.76

		167	24～27	2.12
		174	30	1.12
		179	3、6、9～15、18～20、22、24、25、27、32、38、101	26.56
		195	9、11、15、16、101～103	33.40
		196	11、44、55、56	20.09
		197	15、17、18、22～24	4.78
		198	2、4～6、8～10、12～17、20、22、23、25	79.68
		小　　計		5,748.45
総　　計				19,514.67

2　上乗せのゾーニング

該当なし

【道有林】

1　共通のゾーニング

区　　分		森　林　の　区　域		面　積（ｈａ）
		林 班	小　　班	
水源涵養林		247	全域	180.33
		248	全域	256.72
		249	全域（03 を除く）	157.71
		250	全域	268.67
		小　　計		863.43
山地災害防止林				0
生活環境保全林				0
保健・文化機能等維持林				0
木材等生産林		247	全域（重複：水源涵養林）	180.33
		249	03 以外（重複：水源涵養林）	148.47
		小　　計		328.80
	特に効率的な施業が可能な森林	－	－	－
総　　計				863.43

2　上乗せのゾーニング

該当なし

別表２　公益的機能別施業森林における森林施業の方法

【一般民有林】

<table>
<tr><th rowspan="2">区　分</th><th rowspan="2" colspan="2">施業の方法</th><th colspan="2">森林の区域</th><th rowspan="2">面　積
（ｈａ）</th><th rowspan="2">森林経営計画における主な実施基準（参考）（注１）</th></tr>
<tr><th>林班</th><th>小　班</th></tr>
<tr><td rowspan="2">水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td><td colspan="2">伐期の延長を推進すべき森林</td><td colspan="2">別表１において、水源涵養林に指定した区域</td><td>5,937.67</td><td>主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上
皆伐面積：20ｈａ以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注2）</td><td></td><td></td><td></td><td>主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上
皆伐面積：10ｈａ以下</td></tr>
<tr><td rowspan="4">森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td><td colspan="2">長伐期施業を推進すべき森林（注３）</td><td></td><td></td><td></td><td>主伐林齢：注３の表による
皆伐面積：20ｈａ以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">複層林施業を推進すべき森林</td><td>複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）</td><td colspan="2">別表１において、山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林に指定した区域</td><td>1,034.10</td><td>主伐林齢：標準伐期齢以上
伐 採 率：70%以下
そ の 他：標準伐期齢時の立木材積の１／２以上を維持する</td></tr>
<tr><td>択伐による複層林施業を推進すべき森林</td><td></td><td></td><td></td><td>主伐林齢：標準伐期齢以上
伐 採 率：30%以下又は40%以下
そ の 他：標準伐期齢時の立木材積の７／10以上を維持する</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林</td><td></td><td></td><td></td><td>特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する</td></tr>
<tr><td rowspan="6">上記２区分の重複区域</td><td rowspan="6">複層林施業を推進すべき森林</td><td rowspan="6">複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）</td><td>6</td><td>4、5、7、18、48</td><td rowspan="6">50.71</td><td rowspan="6">主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上
伐 採 率：70%以下
そ の 他：標準伐期齢時の立木材積の１／２以上を維持する</td></tr>
<tr><td>24</td><td>75、77</td></tr>
<tr><td>31</td><td>5、141</td></tr>
<tr><td>57</td><td>110</td></tr>
<tr><td>155</td><td>13</td></tr>
<tr><td>179</td><td>5、31</td></tr>
<tr><td colspan="5">総　計</td><td>7,054.46</td><td></td></tr>
</table>

注１　森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注２、注３に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注２　「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の１伐区あたりの伐採面積は１０ｈａ以下とする必要があります。

注３　「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹　　種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	９６年以上
	トドマツ	６４年以上
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	４８年以上
	その他針葉樹	６４年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	４８年以上
	その他広葉樹	６４年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	９６年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	１２８年以上

【道有林】

区　分	施業の方法		森林の区域		面　積（ｈａ）	森林経営計画における主な実施基準（参考）
			林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		247	全域	180.33	主伐林齢：標準伐期齢＋１０年以上 皆伐面積：２０ｈａ以下
			248	全域	256.72	
			249	全域	157.71	
			250	全域	268.67	
			計		863.43	
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注２）					主伐林齢：標準伐期齢＋１０年以上 皆伐面積：１０ｈａ以下
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（注３）					主伐林齢：標準伐期齢以上 皆伐面積：２０ｈａ以下
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）				主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：７０％以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の１／２以上を維持する
		択伐による複層林施業を推進すべき森林				主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：３０％以下又は４０％以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の７／１０以上を維持する
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林					特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する
総　計					863.43	

別表３　鳥獣害防止森林区域

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ｈａ）
エゾシカ	1～3、13、18～31、33、34、36～42、44～54、56、57、65～68、71、101、102、108～121、123、125、126、136、137、145、150、153～165、195、196、198	10,100.88

【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ｈａ）
エゾシカ	247～250	863.43